

地方独立行政法人静岡県立病院機構  
第2期中期目標期間業務実績に関する暫定評価  
(案)

平成30年3月

「地方独立行政法人静岡県立病院機構」  
評価委員会

# 目 次

I. 県立病院機構のなりたちと運営	
I-1 地方独立行政法人静岡県立病院機構について	1
I-2 静岡県立病院機構の運営	1
II. 県立病院機構の評価	
II-1 静岡県立病院機構の評価サイクル	2
II-2 中期目標期間の評価	2
III. 今回の評価について	
II-1 今回の評価（中期目標期間の暫定評価）の位置づけ	3
III-2 評価の目的	3
III-3 評価を行う上での基本的な考え方	3
III-4 中期目標期間評価の着眼点	4
III-5 評価方法	4
III-6 第2期中期目標期間暫定評価の実施	4
IV. 第2期中期目標期間業務実績に関する暫定評価（案）の概要	
IV-1 総 括	5
IV-2 各項目の内容	6
IV-3 次期中期目標期間に向けて更なる取組の強化が期待される事項	9
V. 次期中期目標期間に向けて	
V-1 第2期中期目標期間の総括	10
V-2 次期中期目標期間に機構に求める事項	10
V-3 次期中期計画における目標設定	10

**地方独立行政法人静岡県立病院機構の  
第2期中期目標期間業務実績に関する暫定評価（案）**

**I. 県立病院機構のなりたちと運営**

**I-1 地方独立行政法人静岡県立病院機構について**

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）は、平成21年4月に県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院の県立3病院の業務を承継して発足した。法人設立以来、高度・専門・特殊医療の提供や地域医療への支援、法人化のメリットを活かした医師・看護師等医療従事者の確保による医療提供体制の拡充に伴う患者数の増加や経費削減等に積極的に取り組んでいる。

**地方独立行政法人 静岡県立病院機構の概要**

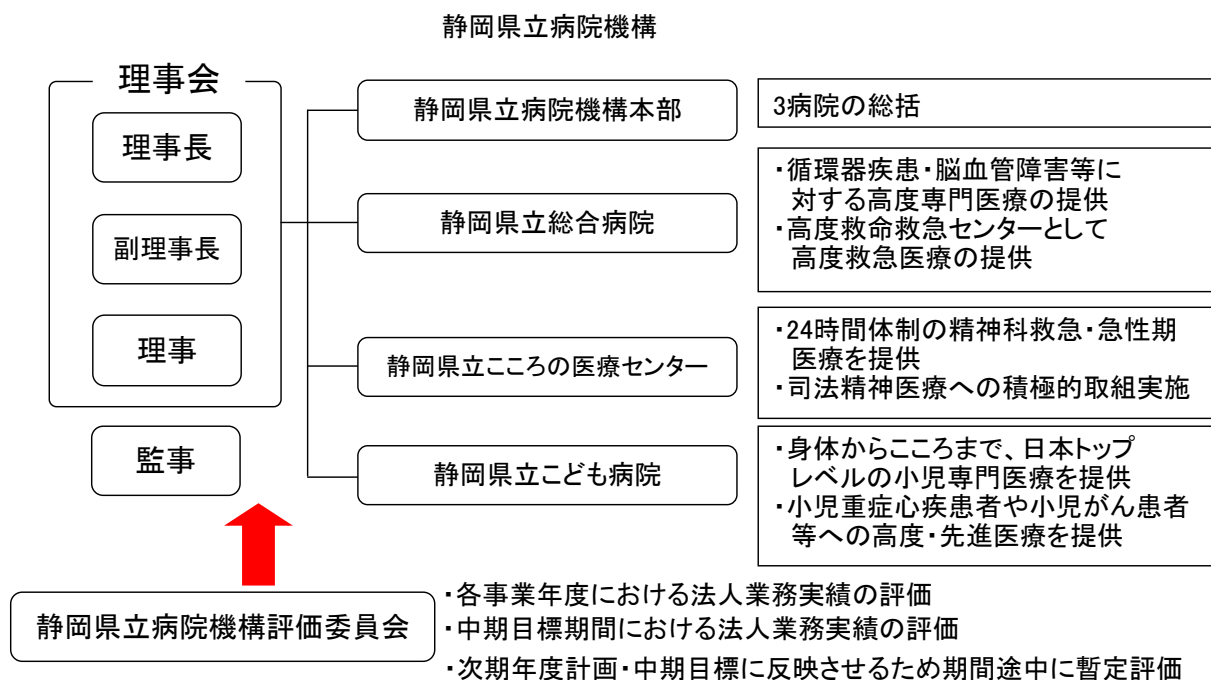
区分	地方独立行政法人 静岡県立病院機構		
病院名	静岡県立総合病院	静岡県立こころの医療センター	静岡県立こども病院
所在地	静岡市葵区北安東4-27-1	静岡市葵区与一4-1-1	静岡市葵区漆山860
開設日	昭和58年2月1日	昭和31年11月1日	昭和52年4月1日

**I-2 静岡県立病院機構の運営**

地方独立法人法（第25・26条）の規定により、設立団体である県が中期目標期間（5年間）における目標（中期目標）を定め、機構は中期目標に基づき中期計画及び各事業年度の計画を立て各種取組を実施する。

評価委員会は、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後における機構の業務実績に関する評価に加え、年度及び期間の途中での評価（暫定評価）を実施する。

中期計画は第1期（平成21～25年度）が終了し、現在は第2期（平成26～30年度）の途中で第4事業年度目にあたる。



## II. 県立病院機構の評価

### II-1 静岡県立病院機構の評価サイクル

法人設立当初から、年度評価として、事業期間の途中時点（2月頃）の暫定評価、事業期間終了後（翌年度8月頃）に本評価を実施し、中期目標期間評価においても同様に、中期目標期間の第4事業年度目の暫定評価、中期目標期間終了後（翌年度8月頃）に本評価を実施している。なお、地方独立行政法人法の改正（平成30年4月1日施行）により、中期目標期間終了の前年度に「みなし評価」を実施することとされた。

#### 各中期目標期間の評価サイクル

計画		第1期中期計画					第2期中期計画					第3期中期計画		省 略
年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
年度 評価	暫定評価	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	本評価 (対象年度)		● (H21)	● (H22)	● (H31)	● (H24)	● (H25)	● (H26)	● (H27)	● (H28)	● (H29)	● (H30)	● (H31)	
中期目 標期間 評価	暫定評価 (みなし評価)				● 暫定 評価	● 暫定 評価				● 暫定 評価	● みなし 評価			
	本評価 (対象期間)						● (第1 期)					● (第2 期)		

### II-2 中期目標期間の評価

機構の3病院は、他の医療機関では対応困難な高度・専門・特殊医療を担っており、設立当初からこれまで、県の政策医療を担う重要な役割を十分に果たし、地域医療の確保に貢献し、順調に運営されてきた。

また、県立病院として、政策医療や不採算医療に取り組むという役割を担っているため、県から運営費負担金を繰り入れているが、県が機構に示す中期目標において掲げる目標「経常収支比率100%以上」を設立当初から平成28年度まで8年連続で達成してきた。

評価委員会では、第1期中期目標及び中期計画に基づく機構の各種業務実績を高く評価したうえで、「医師・看護師確保による高度救命医療への対応」、「臨床研究・研修機能の強化」に更に取り組むことを求めた。

#### 第1期中期目標期間の主な目標・評価概要

第1 期中 期目 標期 間	主な目標・課題	
	目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療の質の向上に努め、患者や家族、地域から信頼される医療を提供すること。</li> <li>県内医療機関の中核的病院として地域連携に努め、他の医療機関では対応困難な高度・特殊医療など、県の保健医療施策として求められる医療を誠実に提供すること。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度な救命医療に対応するため、医師・看護師等を増員して更なる機能強化を図る。</li> <li>より一層、魅力ある病院づくりのため、臨床研究機能の機能強化を図る。</li> <li>医療従事者から評価され選ばれるよう研修機能の強化を図る。</li> </ul>
	暫定 評価	H24 評価結果 <ul style="list-style-type: none"> <li>人材確保について、法人化前に比べて迅速な採用が可能となり、医療ニーズに臨機応変に対応しているなど一定の成果が認められる。</li> <li>患者数の増加や良好な患者満足度調査結果から、患者や家族に信頼される医療を提供しているものと認められ高く評価できる。</li> </ul>

			評価結果
本評価	H26		<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の医療機関では対応困難な高度・専門・特殊医療等を提供し、県民に信頼される医療を提供している。</li> <li>・経営面でも、経費節減等により、法人化後5年連続の黒字決算を達成した。</li> <li>・地方独立行政法人としての自主性を発揮し、効率的かつ効果的な取組を行うことで、医療の質と収支構造の改善の両面において成果を上げ、県が示した中期目標を達成したことは高く評価できる。</li> </ul>

第2期中期目標では下記に掲げる事項等を示し、第1期における課題も含めて更なる機能強化を図ることを求めている。これに対して、機構では、高度救命救急センターの指定や先端医学棟の整備による救急体制の強化及び医療機能の向上、リサーチサポートセンターの整備による臨床研究機能の強化等に取り組んでいる。

### 第2期中期目標期間の主な目標

第2期中期目標期間	主な目標		
	第1期中期目標で求められた基本的な役割を継続し、更にその機能を強化して医療ニーズに応え、安全で質の高い医療を提供すること。		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療技術の進展等に対応し、高度・専門医療等の更なる充実・強化に努めること。</li> <li>・県との協働により、本県の医師確保対策に取り組むこと。</li> </ul>		
	暫定評価	H29	今回、評価を実施
	みなし評価	H30	今後、評価を実施
	本評価	H31	

## Ⅲ. 今回の評価について

### Ⅲ-1 今回の評価（中期目標期間の暫定評価）の位置づけ

地方独立法人法（第25・26条）の規定により、設立団体である県が中期目標期間（5年間）における目標（中期目標）を定め、機構は中期目標に基づき中期計画及び各事業年度の計画を立て各種取組を実施している。

第1期は平成21～25年度、第2期は平成26～30年度で中期目標期間を設定している。

評価委員会は、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後における機構の業務実績に関する評価に加え、年度及び期間の途中での評価（暫定評価）を実施する。

今回、第2期中期目標期間の第4事業年度に当たる平成29年度途中における中期目標の達成状況について調査・分析を行い、暫定的な評価を行う

### Ⅲ-2 評価の目的

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う評価は、機構の業務運営の改善を促し、もって機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的とする。

### Ⅲ-3 評価を行う上での基本的な考え方

- (1) 高度又は特殊な医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上や県民の健康の確保及び増進に寄与していること。
- (2) 医療の提供等機構の行う業務が効果的かつ効率的に実施されていること。
- (3) 地独法制度における基本理念としての「公共性」や「透明性」が確保されていること。また、業務運営における「自主性」が十分発揮されていること。
- (4) 県が指示した「方針書」である中期目標に沿って業務が実施されていること。

### Ⅲ-4 中期目標期間評価の着眼点

中期目標機関評価は、業務運営の改善等を目的とすることはもとより、評価を通じて次の各点に資することをねらいとする。

- (1) 機構（県立病院）に対する県民の信頼を高めること
- (2) 機構職員のモチベーションを高めること
- (3) 機構運営に必要な支援を県が理解すること

### Ⅲ-5 評価方法

次期中期目標及び中期計画を策定する前の時点において、当期の評価を暫定的に行うこととしており、今回、第2期中期計画の第4事業年度に当たる平成29年度途中において調査・分析を行い、次期中期目標及び中期計画にその結果を反映させ、次期の方向性を定めるとともに、機構の業務運営の迅速な改善を図ることを目的に行うものである。

この際、機構の当該時点における暫定の業務の実績に関する報告書（以下「業務実績報告書」という。）を基に、第2期中期目標期間における中期目標の達成状況の調査及び分析をし、業務実績の全体について総合的に評価を行うものとする。

### Ⅲ-6 第2期中期目標期間暫定評価の実施

- (1) 実施日 平成30年3月13日（火）
- (2) 評価委員（5名）

委員名	役職名	委員名	役職名
井村 裕夫	京都大学名誉教授	松岡 慶子	(株)松岡カッター製作所 専務取締役
徳永 宏司	静岡県医師会副会長	山田 夏子	公認会計士
田中 啓	静岡文化芸術大学教授		